舞鶴市駐車場事業経営戦略

団 体 名: 舞鶴市

事 業 名 : 舞鶴市駐車場事業

策 定 日: 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1)事業形態

罪	哉 員 数	2名(兼務)	事業開始年月日	昭和53年4月1日	∃		
施設名東		東舞鶴駅駐車場	西舞鶴駅駐車場	南田辺駐車場	七条海岸駐車場		
<u>馬</u>	主車場面積	3,481.38 m ²	3,804.10 m ²	1,988.90 m²	2,518.56 m ²		
収容台数		101台 うち 身障2台	123台 身障 3 台 (バス3台)	71台 軽自 2 台 身障1台	84台 バス2台 軽自15台 身障2台		
	(全部適用・ 適用) 非適の)	法非	適用			
種	重 類		届 出 馬	註 車 場			
桿	造		広	易式			
苫	営業 時 間		24	诗 間			
		東舞鶴駅駐車場	西舞鶴駅駐車場	南田辺駐車場	七条海岸駐車場		
7	Z 地	東舞鶴駅、商業施設	西舞鶴駅、西駅交流セ ンター、裁判所	西総合会館、舞鶴公 園、舞鶴警察署	商工観光センター、し おじプラザ		
開	業後経過年数	39年	26年	42年	42年		
主な記	設備の経過年数	1年	2年	7年			
民間	民間委託		管理、機械警備、除雪 をシルバー人材センタ	業務を民間事業者に委詞 ーに委託	託		
活用の	指定管理者制度						
状況	PPP · PFI	_					

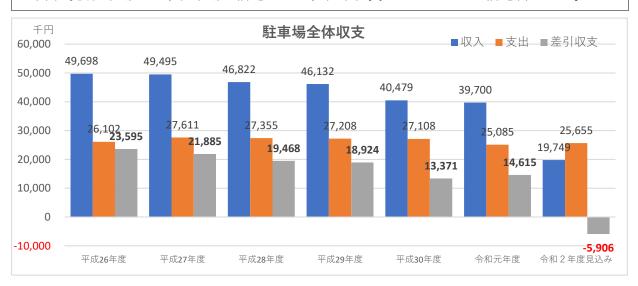
(2)料金形態

駐車場を利用で	普通自動車、小型自動車(貨物含む)、軽自動車(貨物含む)									
きる自動車	西舞鶴駅駐車場及び七条海岸駐車場はバス可									
駐車料金	①1時間以内100F	9								
	②1時間を超える	場合 30分までごとに50円加算								
	③バス料金 午前0時~同5時まで2,000円(ただし2時間30分以内は1,000円)									
	5時~翌日の午前0時まで 1,000円									
割引料金	身障者割引	料金の半額を割引(他の割引制度と併用可)								
	公共施設利用割引	1時間以内 無料 その後30分までごとに50円加算								
	対象施設	舞鶴市商工観光センター、舞鶴西総合会館								
		西駅交流センター、舞鶴市西市民プラザ								
	公共交通利用割引	午前0時から午前5時まで 300円								
		午前5時から翌日午前0時まで 300円								
		ただし、いずれの場合も、駐車時間が2時間30分以内の								
	対象交通機関	場合は通常料金どおり算定 JR、京都丹後鉄道、新日本海フェリー、京都交通高速 バス								
料金改定年月日	平成5年4月3日									

(3)現在の経営状況

過去6年間は、一定の利用台数で推移し、経常収支比率は140%を超え黒字経営が続いていたが、令和2年度はコロナ禍による公共交通利用者や公共施設の利用者が激減したことから赤字となる見込み。

東舞鶴駅駐車場と七条駐車場は借地のため、経常経費のうち40%が借地料である。

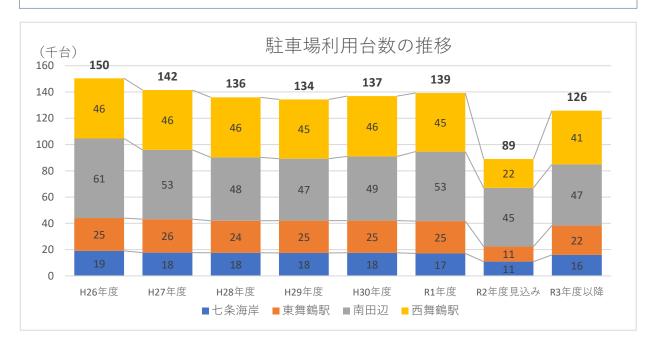


2. 将来の事業環境

(1) 駐車場需要の見通し

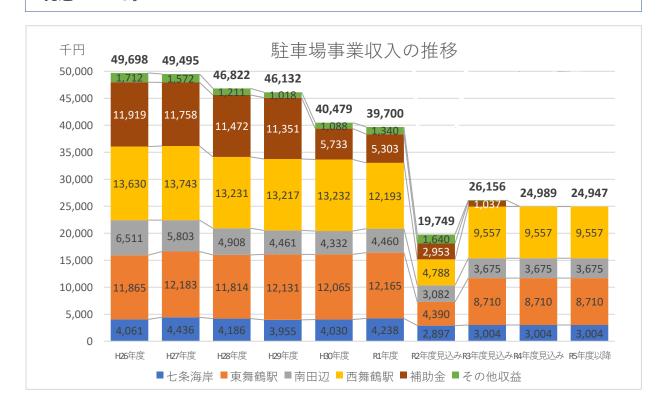
公共交通機関や公共施設の利用者が大多数を占めていることから、令和2年度は、コロナ禍の影響で、これら施設等の利用者の減少により駐車場利用者も減少している。

コロナ禍が収束しても「リモートワーク」や「オンライン会議」などの定着により、駐車 場利用者数が従前の水準を大幅に増加することは見込めないと考えている。



(2) 収入の見通し

事業収入のうち、公共交通利用促進を目的とした補助金等が削減され、利用料金収入のみになり、また大幅な利用者増加は見込めないことから、従前の70%程度の料金収入になると見込んでいる。



(3) 施設の見通し

料金自動収受システムは、耐用年数に合わせて計画的に更新するとともに、舗装、ライン、フェンス等の施設を定期的に補修していく必要がある。

感染症対策や利用者の利便性の向上を図るため、ICカードやクレジットカード等のキャッシュレス化に対応できるよう改修していく必要がある。

(4) 組織の見通し

一括管理委託などにより効率的かつ健全な運営を実施し、現在は職員(兼務)**2**名体制であるが、(兼務)1名体制とする予定

3. 経営の基本方針

【方針1】

通勤通学、通院、ビジネス、観光など交通の結節点である駅機能を支援し、公共交通機関 の利用促進を図る。

【方針2】

公共施設や商店街等の利用者の利便性を高めるとともに、観光拠点への駐車場として、中 心市街地や観光資源の活性化を図る。

【方針3】

利用者のニーズを的確に把握し満足度向上に努め、利用促進に取り組み、経営の効率化を 図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画 別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)策定にあたっての説明
 - ① 収支計画のうち投資についての説明
 - ・ 東舞鶴駅及び西舞鶴駅駐車場をキャッシュレス化に対応できるよう改修し、利 用者の利便性向上を図る。
 - ・ 七条駐車場と商工観光センター駐車場を統合し、借地解消により効率的な運営 を行う。

【整備計画】 (単位:千円)

		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	9 年度
	内容	キャッシュレ				
東舞鶴駅	內台	ス化対応改修				
	金額	3,455				
	市协	キャッシュレ				
西舞鶴駅	內谷	ス化対応改修				
	金額	3,455				
	中京			コーショ軟件	二人、軟件	収受システム
南田辺	內台			ノエノ人登開	ノイノ 登開	更新
	金額			5,000	2,000	15,000
	市协	統合整備	公 本本			
七条	內谷	土地購入	机 古 登 佣 上 事			
西舞鶴駅 内容 キャッシュレス化対応改修 金額 3,455 南田辺 内容 フェンス整備 ライン整備 タイン整備 ライン整備 5,000 本額 5,000 2,000						
計		64,572	45,000	5,000	2,000	15,000

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・ 事業収入は、補助金の削減等により過去6年間平均の約55%で推移すると見込まれる。
- ・ 料金自動収受システムのキャッシュレス化対応改修 国の交付金を活用した一般会計からの繰入金を充当
- ・ 統合整備事業の土地購入費、整備工事費繰越金、駐車場基金を充当。不足額4,000千円は起債充当(10年償還)予定
- 駐車場場内整備費繰越金及び当年度利益金を充当

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・ 清掃・料金収集、機械警備、機器保守点検の業務をそれぞれ個別に委託しているが、一括管理委託にすることにより委託料の削減を図る。
- ・ 七条駐車場を統合整備することにより、借地料の負担が軽減される。
- · キャッシュレス化対応により新たな手数料が発生する。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民	間	活	<u>-</u>	用	一括管理委託により効率的な運営に努め、委託業者と連携し、 サービス向上の取り組みを通じて稼働率の向上を図る。
駐車	民 間 活 用 駐車場の配置の適正化 投資の平準化		E化		
投	資の	平	準	化	料金収受システム等の機器更新や場内整備を計画的に実施し、 投資の平準化を図る。
そ	の他	の	取	組	_

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金金	現行の料金体系は適正であると考えているが、収支計画を一定 のサイクルで見直し、社会情勢及び周辺駐車場の状況を考慮しな がら適正な料金設定を行う。
利用者増加に向けた 取組	稼働率と利便性の向上を図るため、月極スペースの導入や一日 最大料金の設定等を検討する。
企業債	
繰 入 金	
資産の有効活用等によ る収入増加への取組	立地条件を活かした土地の有効利用(広告塔、イベント場所) を検討する。
その他の取組	将来の機器更新や場内整備費用に充てるため、収益の一部を駐車場基金に積み立てる。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委	託		料	
管	理運	営	費	コストの抑制に努め、効率的な管理運営費の執行に努める。
職	員 給	与	費	
そ	の他の	取	組	_

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供する サービス自体の必要性	主要駅や中心市街地の公共施設に近接して立地しており、公共 交通機関の利用促進を図り、公共施設や商店街等の利用者の利便 性を高めるとともに、観光拠点への駐車場として、中心市街地や 観光資源の活性化の機能を有している。
公営企業として実施する 必要性	公共交通機関の維持存続は、本市において重要な課題であり、 駅前に立地する駐車場は、公共交通の利用促進の一躍を担うもの である。公共施設や商店街等の利用者の利便性を高めることによ り地域活性化の促進が図られる。利用料金の確保を図りつつ、公 共性を担保するため、公営企業として事業を行う必要がある。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

	毎年の決算時に経営戦略の収支計画と実績の乖離を評価・検証
	し、社会情勢の変化等を踏まえて、後年に影響が生じると認めら
経営戦略の事後検証、改	れる場合は、収支計画を適宜修正し、経営戦略を見直すものとす
定等に関する事項	る。
	なお、経営戦略の改定を行った場合は、舞鶴市のHPにて速や
	かに住民にお知らせするものとする。

投資·財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

													(単位:	: 千円, %)
		年 度	元年度	2 年度 (決算)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	X	· 分	(決算)	見込	,	,	, ,,,,,	, ,,,,,	, ,,,,,	,	, ,,,,,	, , , , ,	,	,
	1	L 総 収 益(A)	39,700	19,749	26,156	24,989	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947
	収(:	(1) 営 業 収 益(B)	34,175	16,665	24,963	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947
	益	ア料金収入	34,159	16,639	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947
	的 —	イ 受 託 工 事 収 益(C)												
収		ウ そ の 他	16	26	16									
	収 (2	2) 営 業 外 収 益	5,525	3,084	1,193	42								
益		ア 他 会 計 繰 入 金	5,303	2,953	1,037									
		イ そ の 他	222	131	156	42								
的	2		25,089	25,655	23,783	19,702	18,122	18,121	18,120	18,119	18,118	18,117	18,116	18,116
нЭ		(1) 営 業 費 用	25,089	25,655	23,783	19,694	18,114	18,114	18,114	18,114	18,114	18,114	18,114	18,114
	収一	ア職員給与費												
収	益	う ち 退 職 手 当												
	的	イ そ の 他	25,089	25,655	23,783	19,694	18,114	18,114	18,114	18,114	18,114	18,114	18,114	18,114
支	支 (2	(2) 営 業 外 費 用				8	8	7	6	5	4	3	2	2
	出	ア・支 払 利 息				8	8	7	6	5	4	3	2	2
		うち一時借入金利息												
		イそ の 他												
	3		14,611	△ 5,906	2,373	5,287	6,825	6,826	6,827	6,828	6,829	6,830	6,831	6,831
	1	1 1 (4)			7,538	8,091	455	182			1,364			
	資 (1	1) 地 方 債				4,000								
		うち資本費平準化債												
資		2) 他 会 計 補 助 金			6,910									
	的 (3													
本		4) 固定資産売却代金												
7.	$\perp \wedge \vdash$	5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	,	6) 工 事 負 担 金						400						
的	`	(7) そ の 他			628	4,091	455	182			1,364			
	<u>2</u>		13,750		64,572	45,000	5,441	2,442	443	444	15,444	445	446	447
収		1) 建 設 改 良 費	13,750		64,572	45,000	5,000	2,000			15,000			
	本 4	うち職員給与費												
支	的 (2						441	442	443	444	444	445	446	447
``		3) 他会計長期借入金返還金												
	ш	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他	A 10.750		A 57.064	A 00 000	A 4.000	A 0.000	A 440	A 444	A 14 000	^ 4.4.F	0.440	A 443
	3		△ 13,750	A = 0.5 -	△ 57,034	△ 36,909	△ 4,986	△ 2,260	△ 443	△ 444	△ 14,080	△ 445	△ 446	△ 447
	収	区 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	861	△ 5,906	△ 54,661	△ 31,622	1,839	4,566	6,384	6,384	△ 7,251	6,385	6,385	6,384

投資·財政計画 (収支計画)

(単位:千円. %)

											(単位:	: 千円,%
年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区分	(決算)	(決算) 見込	3千反	4十反	5十反	0十反	7十反	0十反	3千反	10千皮	11牛皮	12十反
駐 車 場 基 金 積立額 (K)	160	90										
取崩額 (K')			57,034	21,256								
残 高	78,200	78,290	21,256									
前年度からの繰越金 (L)	19,092	19,793	13,797	16,170	5,804	7,643	12,209	18,593	24,977	17,726	24,111	30,4
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+ (K')+(L)-(M) (N)	19,793	13,797	16,170	5,804	7,643	12,209	18,593	24,977	17,726	24,111	30,496	36
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支黒 字(P)	19,793	13,797	16,170	5,804	7,643	12,209	18,593	24,977	17,726	24,111	30,496	36,
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤字比率 ((Q) (B)-(C) ×100)												
収益的収支比率 ((A) ×100)	158	77	110	127	134	134	134	134	134	134	134	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した (R)												
食 金 の 个 足 額												
営業収益-受託工事収益 (B)-(C)(S)	34,175	16,665	24,963	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24,947	24
地 方 財 政 法 に よ る ((R)/(S)×100)												
音金不足の比率												
健全化法施行令第16条により算定し (T)												
た <u>貧 金 の 小 足 額</u> 												
解 消 可 能 資 金 不 足 額												
健全化注酶行会第1/冬/												
た事業の規模 健全化法第22条により算定した 資金不足比率												
健全化法第22条により算定した (T) / (V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)				4,000	3,559	3,117	2,675	2,231	1,787	1,341	895	
b会計繰入金											<u>(</u>)	単位:千
年 度	元年度	2 年度										
区分	(決算)	決算	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年
収益的収支分	5,303		1,037									
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	5,303	2,953	1,037									
資本的収支分			,									
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
	5,303	2,953	1,037									
- "	5,505	2,333	1,007									